及正
廢詞住來抄
下
文
107
3
159.3
508
Vol 3

不許複製
郎氏蔵書

庭訓往來抄下

依指事常不通疎畧之譏

之芳問之条孫重也日來本望勿忘海

思以平慶幾何事如之」依言語事〻〻慶幾

哉四海太平一天靜謐事人〻〻攘災延〻

幸祐也五湖決波蒼密不投執心也更

非言帝說儀之一政道所詮若有悠〻緩

河原記念文庫印

無之儀ニ而在洛之費也

はなはだ出現難の事なるべし三宗と云へる者ども日ふさとへて佛法流布の國に四魔乃ちびとのそこなうなり（略）此おもむき三年にその濫乱嚴しく成

うち一切の有情をはぐくみ給ふ所の法の名なり世に主法改事いとき

さらなり世おほ波羅うつうの法の名なり世に主法改事いとき

うつかなり世は神道も佛法もかご有名はまづんたるべし

世は波羅うつうの法の名なり世に主法改事いとき

世に太平うれ一天せいひりは國王乃

まうまれ而と云こさうれい中央大日の國へんぜう

の土を成所作勢といふ芝は蓋天の秘名芝は依て

都へ上る人は洛上りと云こうんの都にうれは百民も

なりこと云ふ（略）擬光ぞうこと神ん幸祐はたのひろ

こひ信濃所儀を成ぞあり世ぞうれこ神ふ

をうう國也改遷まうこ

かを改遷の事とありて

あか輝と云ふりのをうぐ

きらはれて道とくおうう

ぞおぞすうやまへは道

神とは中きこ擬無いを人

りんぎうんとひとべ

おをい擬無を成

世ふりかぎし天は

地は濃とと云ふ久あり

之所遷幕代代先

廻可中當師也奉行人馳馳京中屬

流に京極汁は入部人内裏員顕員親
橋姫可申之儀状漆賀越境相論味
爺甲乙次第傳授相伝之重書等云
拾一対方可被[illegible]れ御状 俗稱之計器云
[illegible]一切の事と相汁事[illegible]人の賄賂はなくの
[illegible]れ屋敷流[illegible]四養は内[illegible]事と[illegible]人
[illegible]員はなくとも人[illegible]
[illegible]京はなり[illegible]
事[illegible]

云のごとくなるは惟令布七十又[illegible]
けはかもはなはだ[illegible]
[illegible]
[illegible]
宗皇帝れ[illegible]
二の[illegible]
[illegible]
乃事[illegible]
[illegible]
らん[illegible]但二[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

家くしたがく[illegible]人上方圖書在業奉行人
[illegible]者[illegible]日之御評定雖有[illegible]屋敷
御休息[illegible]之統問注不賦（圖書重賦之）
概業書与問状奉書於訴人之問及
数度無言出作[illegible]節被下[illegible]統
遠背敬状[illegible]被下[illegible]于訴人[illegible]
進之問[illegible]被[illegible]訴状番三問[illegible]訴

御[illegible]御[illegible]対[illegible]紀[illegible]晩奉行
人[illegible]家[illegible]書[illegible]書[illegible][illegible]御評定
[illegible]見[illegible]人[illegible]成敗也[illegible]敷人[illegible]探[illegible]事[illegible]探[illegible]
[illegible]圖[illegible]圖[illegible][illegible]
[illegible]評定[illegible]人[illegible]
[illegible]人[illegible]右筆[illegible]
[illegible]事[illegible]
人[illegible]書[illegible]
[illegible]科[illegible]人[illegible]紀明[illegible]
[illegible]科[illegible]人[illegible]
[illegible]

若とは人事は婦人所人と相手にして三回言とも言三
度のほい毛抜をいとせざれば相違
乃毛非ざりんごらんごらんは事なりれ事なりたくもひとうす問よ女
名の所もあるの男名るの所はもあること一度ちがつて
同法和言永代法券奴
婢雜人券幷和与状屋敷法文等保
京紀明之愛敬宗所人右筆奉行人等の
評判や奉行人始
位名成出不下國之問名下奉書と
言成時不問後言文通所陳状相對
不拘事新敬同言被
嘉決祝探勝之異見二和かへ所也
同法和永代法券とは事は愛法と事は奴券と云
所は女のほひりの所は男れ雜人は男女券幷と云
ちりと中へ入りと云和与状は和合の文と云ちんと云方式中
強く可あれと書文と屋敷法文と云公方ちこと加つ
ら良文と愛敬の雜人の愛敬よりちとひのさの云と評判と
評定方のびごとの判形を加つと手奉と云事屋敷よと
せられてはのいさ人をりくのと加つりと手奉
このあと又我者人所と事ち城意と近所へ公方ちまとも云

人の家より拐かし誘ひ殺害し海辺に棄て
ける者は
一殺害及傷打擲強盗幼少拐かし
猶同律宣業為る者及殺害
拐かし
拐かし
人を賣買する者
但人を賣ける者
強盛を人と為る者
凡知て人を買ひ
次の拐かし
ず一切の道と為す者
の有る国律宣業
中町
次て
の二字とす
事
人拐かし
殺害
人の

かうりんとはちらう為なりとることしてほ二十のほめをとらすへし
大犯ありとりしゝ三十ヶ條轄汀之條火印といひてらうつ
その所をあらく焼てれ人の頭にあてゝ首とをおりやまを
くらゐしつ罪とはふことと切てもろうしいうりしへきことの
ことを禁獄ともはふうりやや獄舎はいそれはひのりく
あて作りし獄ハうちの宮を切てわいりてし流刑ハ遠き所へ
やる事し

此外火印追放逐電強盗重科之人

是非可依時宜

火印とはつるにやきをうしと作て御事
こともを切てあいもろ罪事し追放とハ罪人をかうことをその所より
不及三川道とをうこ遠流流罪を雑をつきの所にはるへし大庭
晴宮道と通もさし三七日ろうさ宮をとうくとろう事し上流の去
顕定（？）中流の去とは数宮道と通をニ七日滞る也

らがうたちのさらへてろくちうを寄こやぶの宮をとらうてこ下流
の去とは遠宮道と通もさし一七日おしよしおなかあれ宮とは
ゑくおやそとむ不あれそ是とおめの

次寺社訴訟ハ

流とはふ三國をお流罪遺へし

就中社家遂披露之越訴覆勘依

探題發遣奉行人引付之奏事於庭中

家務條々賞罰方法規式不可勝計也

の訴訟とは寺ふ寄進の寺領をはよりんきよの宮田有社
人をとむひれてくる事し訴訟とはふハ寺ふ祠し訴とはふ
宮ハ下より上へ申告る事し訴とハ上より下へ告け下さ
る事し二位うら寺を立つり事の欽明天皇乃

れ字あらけれバあらし大和久米寺と云て塔ありき
しかる此塔に於て秘経の秘事ある大日経の内ありし塔ある諸
経本空の内ありしまうし玄奘法の霊跡しられバ数遍天
皇乃此時ありいわしめし紀刻日本実是之始ハ此寺な
りとやめて王位より勅而これをもつて是ハ塔と云ひてハ寺
影し度ありハ実人の住所と寺とも日本ニ法僧より外ハ
ありしかるに神ニ深ありし権者乃神実者の神出宗
廟の神祇僧の神とて実乃神者あら第一の権者の神とい
往古の如来深位の大士しるいかの神乃れハ利生深き
たき神也第二ニ実社の神荒神とてこゝとる者人を神
といふうして是を邪神と云又あるいは生類ちやちや第三
ニ宗廟の神ニ此とを申ハかようにの内ニ深き是又出化
あつたる神にてこれ僧の神ぞてらて実類絶国とらふて
候ハ神也縁起祇園等の神ぞみなかの神也伊勢春
日八幡等の神ハ宗廟の神也熊野三所等の神ハ権社の神
なり其外権現と申ハ法楽の神也其外いかなる神も此
道の神にてまうし申す義の細かなる事申しけハ奏者か
物をいふ事ありしこれより青大度ニ東果和尚と申祖
師あり密経本意の人として三密乃法義を行くりて大成
ニ弘法房と云法師ニて深くありし国屏風乃前の人とあり
しかの東果房ハ大て君玄の奥義をこゝろ給ふの
東果房ありて三千人の内第子ニ弘法をもつて第一とす三密
乃法義をゆつり給ふべく給ひゆゑ金人のうちに弊所の名を
しめて弘法ニ御ゆづり給ふ時東果出給ひて是をこの
ふれ給ふ弘法にゆづりて此宗をゆづりてれ宗をうけらんと申
されけれバかうしてきて御ゆづりくしてさうちうなるれ給ひて
まうしき逆より申ありて東果をうらみてさとうけ
給ふのことをかくしてそれを遂をとらんかためにあらんとありかなる

とのことハ奥義とてもんとの法をと其外よく此法
を以て空を法を以て庭とし庭を以ておもて見よ
を我か心へ行て見る法ハ光明赫々として三の法
れハ余の人の見るところ法王山に法の事
なけれハ日本秋津洲の大事につき
三結あり此結ハ此物也此よ奥に日本是大日法
にあるや物をも一切此文法物の事法の条
程も此のもんに此事の業をなしけるを法
大師より三密の法を定めて庭中の是
くして大道のこ事とやしと庭中と云庭と称
ところに此一是を
事として文の

織上法之時ん之不及可令申候

其旨経見難量

恐々謹言

八月七日　　敬信長谷部

謹上　大監殿

書状御札披見之處殊絶別

亦佛法繁昌之條於此程

軍兵帰宅御存候事仕奉之

日記次第間感可給候由可望

之也其所謂今新田の関東鶴岡八幡宮に
寄れる系譜は畢竟源次忠八業氏車後
車公卿一人詩馬厳上人弟弘法小面
号義〻教綺羅天陳次敬毛
云は一凡将軍家の氏系譜は其代代之日記にて有こと是は
氏族乃てい〻たる日記こそ代々相伝ひて
相伝ひて云ふ〻実系は鶴岡の八幡宮にて是は代代一家の
氏系譜にして八幡の本地を八代菩薩の釈迦如来
なり故に九州大宰府の八幡宮に一夜の門
を神武ふ大石地なりを此二つは是なり一方は

自古八幡大菩薩と云文字と云又一方は其名号
山ふ仏法華経をとく今は正宗の中にあり大菩薩と
示現と云文字とけりて今に是あり
系譜して有りしへ
堂と云法師ふ仏教也
教也ふ系と云事
い〻は氏と車氏八業氏車六業の車にて
車に成る車にて
教弘の小面と云ふ氏車の系
を教百人をかりあて
子細と門裏にて八位の
ふ氏と号く若宗氏
ふ小面と重宗氏
まて御門数

将監といふハ衣装装束の事也 随身ハ人のつかひにもあらず 神と云 随身の二字天子より 随身ハ口伝あり

将又水干付参人浄衣白直垂布衣

野装束鎧直垂国家文尚直衣

冬狩衣直垂 装束 金銀 風流 千中間

雑色 舎人 牛飼 力者 前駆 後陣

之武士 騎 国之勇士 名字 甲冑 弓箭

鞍馬 随兵 鞍 重代 家 異 用 之

調度懸 小舎人童 自門外 各 騎馬 随兵 番 二十一下

直垂 節 列 一行 次第を乱さ 浄衣白き 布衣ハ事なく

乃後ろに随ふて 直垂の人 白き衣の狩衣 浄衣ハ

調度懸ハ 弓矢を持つ人也 小舎人 是も 行列の直垂にて 八九の舎人 小路

しよく 歩き 行列の大まはりを ふさぎ 前後の

乃 後 ろに 随ふて 百人 計り 右 左 随

てらし 家の 人 衆の 如し 知る 先 前 後 陣

定一家の 内 外 の 前 後 中 間 又 舎人 牛飼 金銀を ちりばめ

そのほか 武威 家 門 ならびに なんともなく

自然 の 中 間 の 武士 此 の 勇士 の 名

[illegible]

役人抑調[illegible]役人調並弓手妻[illegible]尾張[illegible]

之[illegible]役人[illegible]調楽[illegible]之[illegible]

陣[illegible]楽[illegible]人[illegible]打[illegible]

庭之[illegible]宜[illegible]帯[illegible]大床[illegible]

[illegible]社[illegible]経[illegible]

[illegible]節[illegible]廊

[illegible]

[illegible]楽[illegible]調拍子[illegible]

[illegible]

[illegible]調拍子[illegible]

神感之興厳重之儀誠以掲焉也

是ハ深衣の深衣と云て左右へ垂て神楽男ハ云ふさ
浄衣をしてしるし調拍子と云物を取うちて信濃で云へハ[illegible]
かおはせて神つ物とも事し斎庭の神楽之を節とかけして
是之朝倉返しそ神楽に大事なる天照大神の岩戸の御籠のひ
何後神楽退ふて後を朝倉返しと云是神楽舞人のまゝ云ひ
云ひ然りまうしと云事ハ先縁より始て一同もおへとも云
乱拍子ハ真とに猶を者にてひとらみ文云文案ふらんせんなど云
かうの我ハ常ハ猶をのなる物ハ煙の云菓のなま物くるさ物と
見る所ハこれんと云し然云て物ふらてたるへし然と
云まうしきやくとこうら湯波の云祭神ハなふ祭神と云て
神宣なそて甲斐明家の猶き入前をあうら古ハ此神主でんを
放ろ彼縁ひ時ふやしあくさやくもみしこる時の[illegible]也

し拍子せんとて其次の方ぐ度ふし此神楽ひらきて肴を出さうらい
程を多分式楽とせし今時ハあきらかに式楽と云ふ事し
時羽宮神之経の調し猶宮庄屋あらたとま
乞猶宮と書てつらうらしとしむらら　平日之一紙

不違先規候給高察可覧之候

八月十三日　左衛門尉

謹上　大内記殿

御法楽之後路次可令参仕候且

相撲之節会依張行之公家[illegible]

参詣度之ハ色紙佛名宗色紙懺悔之外
無他ノ行也自開佛事大法会ニ
結縁ノ諸堂ニ奇麗宝宇當日唱導
座ハ導師讃嘆誦経説法
讃嘆ハ梵音奇妙ニ鳴與于法ヲ讃嘆シ

可有孔雀鸚鵡之
鐘一字三重塔婆金堂多宝塔
鐘楼経蔵僧房食堂講堂楼門二階湯
屋浴場食堂等頭如来白檀座像
堂供養路脇士二天鬼彫之細金彩色
絵像安一幅為懺悔書写

摺写経典読誦之般若讃頌経王勧
行秘法唱海陀羅尼会誦念称名
念仏九旬供花一夏持斎精進樹教行
人不積得千倍修善此人於行導也

経金と云は寺すて此事し三言の経典は経巻の経
此乃経し経巻は紺紙を金泥にて書写し読誦は
食堂は一寺乃衆僧同食の時食事の前に般若を
称のずし僧坊にて日中の読し金文の如来の事し又智
者海乃如来三宝摩訶金剛の力乃限りなしとく
仏弗衆僧し白檀に説は一切の功徳ある事なり

たとへば冊と云条も三くんありん経の書し般若
又は文を不動明王ん誦し細金剛文の経像は三尊
経の事し書写と云は書写し摺写はすらすし摺読の般若
乃字を金泥にて書写し読誦は読と文字にて読
読誦は経を読むし事し経王を勧むし勧行秘法唱海の
陀羅尼と云は陀羅尼のかずし読誦をとなへ
会誦と云は会仏の念称名会仏は仏の名をとなふる事
念仏九旬し九旬の供花と云事は一夏の中すとて
九十日なり四月十日より七月十五日まで道に入り勧行をする
事を九十日を一旬と云し定をうつて九旬と云し
せんおもひ時九母は仏の持天するべし精進を
供花とも云し念仏のあいを一夏と云
くして四月十五日より七月十五日の始下界へかへり
四月十六日より閏夏中を持斎と云し時

檄乃行人とハ釈りし山の寺まてより拾遺相伝右止事をすとこ
らと老そ横檄と云し文ありなと又り行ふ度毎を修ぎみそ
法華の経読ると一宿つ行ふ[illegible]経読ごんは[illegible]
千僧供養とハ人数を定メ出家を一人供養せん
ごとく非人を[illegible]も[illegible]毎日あり行つ[illegible]
を施を[illegible]布施と書て布をとりむすなと[illegible]
まんぞうしめたく
平しきハ子細也

但佛布施并ニ衣物絹物等
因茲懸錫之趣可被成御沙汰之
緇衣讃嘆之儀ハ各白紙可被遣候
一巻や一向所之義候

被物と云ハ[illegible]

恐惶謹言

九月十二日　沙弥

進上　侍者御中

芳札之旨令被見候了誠可以御
結経之由被仰[illegible]

懺悔業障の文、元可被唱事
事人の之家の文、際に被唱、興可給歟
若孔子曰―懺悔とは云事神ひろく和し凡懺悔とは
はらい行ひ改まる事なり（懺悔
しひと人こと喪に葬
ちらちらちんこの事）
涌動の文、仏像經巻を讃嘆する事有子細
巻頭偈巻并法華八講に相響大法
会の儀式に可有法服歟高僧大法

道ふれ生れ若僧可被成長者講師
讀師法花経を讀誦し、探題并唄散
華梵音讃杖刺揚呪師号可被
加役や　凡涌八志の事如何ぞ　法服とは
講師のあらて讀誦ばかりに法服を
用の者凡このひて仏菩薩の事
法事と称し給へ　法事とは
若僧と云　講師八戒祭文を
法花経を探題し　讀師経を讀
と云て　探題八法花の題目

散花梵音錫杖花形等ノ師と云も[illegible]言識也
香炉をかけて錫とうけし[illegible]

伶人舞
童之装束并大鼓也鉦鼓楽器之類
可被用意候物等縁道緇練帳幕
太鼓高座礼盤磬香炉花瓶
白蓋白幡螺鈸香道卓机脇机
之経次第道之儀也委細事之様承
畢可被調進也

伶人ハ[illegible]ある伶の[illegible]ありて伶人と云也

怡の楽とゐうところ百九調を天人[illegible]の[illegible]
三界の天衆悦ひを得て[illegible]伶人[illegible]
四人して[illegible]泰平楽と云[illegible]泰の[illegible]王[illegible]
初て[illegible]項羽の[illegible]高祖の[illegible]
と項羽と[illegible]時項羽の高祖の内裏へ[illegible]
て[illegible]泰平楽を[illegible]三人[illegible]
項羽[illegible]高祖[illegible]項羽の[illegible]
られ[illegible]三人三尺の[illegible]
[illegible]楽を[illegible]
[illegible]項羽乃高祖[illegible]
て人[illegible]高祖の[illegible]
[illegible]の楽[illegible]
[illegible]帝王の[illegible]
[illegible]祖王の[illegible]大動[illegible]

十七

[illegible]項羽のうたうしてもかりてしばらく長生きしたら泰平楽八四
人は必ずしも今の世の泰平と云事を見聞といてまゐ心居ら事を
[illegible]ちりしたる笑郷とえらぶ[illegible]泰平楽をたう
四人そまゐ[illegible]方の[illegible]ひとをうらんをし又ゆ[illegible]を[illegible]
[illegible]ちかゆゆしく云を[illegible]ちうをしもに
有ゆ[illegible]もなく泰平をうくうに[illegible]人見をゆてはよゆ[illegible]
[illegible]見とゆゆ[illegible]中しくれ[illegible]歎嘆と云[illegible]の門外
[illegible]ゆ[illegible]として勝負と[illegible]門をん[illegible]のぞんて[illegible]水を
[illegible]云事見し文遊の表れ生ゆ具ゆ見えし[illegible]遊乃結ハ
あ門[illegible]なんとの事[illegible]遊房の房つ〇のゆ[illegible]
云[illegible]遊花よ[illegible]
[illegible]ちんの[illegible]五遊[illegible]云事[illegible]
[illegible]ちと[illegible]庵の門裏ゆ右勝[illegible]勝[illegible]結[illegible]云ハ[illegible]の遊
[illegible]の[illegible]ちの[illegible]ちゆて[illegible]事も[illegible]ゆ[illegible]人
[illegible]ちの遊[illegible]ハ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ハ

[illegible]ゆ[illegible]ちゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]

同道日可招請由以使旦為看經長為調
經可參詣太神以同[illegible]結願長[illegible]可[illegible]
[illegible]法師僧尼[illegible]法華法社[illegible]道[illegible]
[illegible]之事[illegible]
[illegible]食[illegible]
[illegible]の西芸八幡と[illegible]
[illegible]番[illegible]
[illegible]看經[illegible]
[illegible]調[illegible]
[illegible]

りそうの人心の人をしりんとてたらとりてうりのよしと招請
とゝ心喰請乃事[illegible]
ても以人[illegible]
以[illegible]人の故[illegible]
[illegible]
但[illegible]
布施之次第[illegible]故[illegible]
[illegible]中[illegible]用之[illegible]
可[illegible]禪家[illegible]
[illegible]并[illegible]

典侍藤原宗子
以部屋方為前堂
義重維摩会奇焼香持参書状
客湯茶衣冠当日
法橋隆親
法眼定尊
弥喝食行方参殿
同座子房以同道

傳は江州の傳なり一宿をとり京に
書をれ出て重房重房より兵法
の問の傳のことに長さてまもり
知をそなりのをんたくの事
書とりぐして花書他の返物と
怒たう歳の事りしたう歳
て去しあのかうへと云ハ小
くあくくれくくくれ出ハ未
別心重房門をくれくくれ
ハ小傳云ハ小傳ハ
傳ハ長光知書
人ハ法師号ハ

[illegible]維那寺主上座不
[illegible]法[illegible]等長[illegible]
有職僧僧位当
[illegible]寺之僧[illegible]
僧堂[illegible]道[illegible]僧[illegible]使同朋[illegible]
[illegible]俗[illegible]時[illegible]人任人数云[illegible]云布
[illegible]物[illegible]脇次[illegible]法[illegible]不[illegible]山の日
[illegible]断人[illegible]人勅[illegible]乃[illegible]不[illegible]金の[illegible]事
[illegible]中[illegible]日[illegible]僧[illegible]

[illegible]於[illegible]寺任[illegible]不用[illegible]名[illegible]寺任[illegible]
[illegible]寺[illegible]有職僧[illegible]使人[illegible]
[illegible]不[illegible]人[illegible]相[illegible]人の[illegible]
[illegible]人[illegible]僧[illegible]外
[illegible]僧[illegible]使[illegible]
[illegible]使同朋[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]外[illegible]不[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]僧事[illegible]
[illegible]
[illegible]僧[illegible]
[illegible]寺[illegible]

文の事ハ二度一度
ものと傳聞ハ不ト

十月三日　　沙弥

進上　衣鉢袋漢師

御札之旨大神之許ゟ事雑事申遣

調菜人等事二百疋之儀

最光入道殿ゟ

献物不可有相違之旨丈面ゟ

小神一宝充米四斗青苔羅二疋紬絹

紋紗花蘇芳幷黄草布一二端上糸細

英多和事一百ゟ糸紗番花幷襖

秋之一領花綾木綿等名一部仏前方ゟ

赤紗衣袈裟各一指世外帽子番漢子

極枝脚榻帛布被袖壺帝脚布

鞠形木綿肝胸浦圓花鞄香物香合

香炉火箸蝋燭立
水引歌書〻下可
永繊温糟之類
腸巻羊羹
素麺長谷麺
柯子橋
や伏見曲

帽子と云字を庵音にかりてとなへたるのひらがな
ぐ水のうちしらべるものをとりあげ
とりのけ中の骨しるのかけ
こぜんとるはちく物しかけ
金をかりの心眼とかきて物
の兵衛と云事法云の河
とりこんぶくこんぶ
ぶんとりかんとうとうと
ぶんとりかんとうとうと
之古河粥茶可数用
目胡麻豆飯州茶椀
茶椀茶筅八ハ

色一対茶瓶茶筅茶巾茶杓
豆腐麩錦子福茶茶湯所并流水
豆子煎子追脳茶脳
麩豆腐巻寄練巻雪
林茶并苦茶麩腐
汁菜豆茶子織
布巾布巾布巾布

漬方術薑子並物荒物荒子節案
如凡可漬納豆茶豆茶菖園長芹蕪
菁酢和布青苔海藻千可苔
海苔酒麦松茸平茸麦粉作
可用之好之後菓子豆粟柿栗柿
麦柿干東花利子枝椎麦田為子
麦米豆白谷米豆酒可用之也

密料とくれまつもこれ作りさんハそ月日
ふ所ゝ次不菓子乃子ひ子ゝ子ゝ子ゝ

[illegible]

十月日

此間将病毒發又[illegible]股病屋[illegible]

[illegible]毒發[illegible]治療治法[illegible]

之仁[illegible]藥東[illegible]

丹波[illegible]典藥[illegible]

[illegible]

[illegible]

腎気中風上気熱閉病閉
癰下腫物瘡病疾遠眼目暗
見鬼邪疫瘧痢瘧瘡風毒
[illegible]

十一月十二日　秦東

月汗ばつとを同分橘皮合薬瀉薬滑薬等
仮本方に若醫加減合一剤を合服成薬
成丸散薬好物注文合合薬目録任
東厳物書寸宮治方百病雑治薬併
和面洗方対法　薬好物のちりん丸病人の食事
[illegible]

雖之 主計頭殿流の御門跡の
被召寄親教有御
御書道名醫の可有者也 有馬兵部大輔
侯用 一流の書籍療養共名醫之道
被召寄 一代の書籍を傳ふ 世者医師の
乃書籍を傳ふ 一道の事とする書
也療養とを療ハ業とする病人をあつ
事と 延用 儀合事の要枢をとく
ゆゑ 久てあつかを存うと 但 後唐安依

絶業 高麗 高麗 間 大業 秘業 可
名 新 新 清 業 奇人 全 泰 又 木
八業 湯法 風 出 温泉 水 治 安 指 費 元 房
門 医 宮 清 酒 酎 腫 眼 腎 流 行 疫 散
勅 合 物 飽 酒 不 作 之 事 歟 又 木 八業の湯法とハ
手 又 色 黄 ハ色
保 ゆ
相 業 利 の 木 乃 ゆ ゆ 色 又 色 ハ 業 ハ 達 石 高 牛 腫 車 前 業
義の業 ひ ゆ ん 色 ハ 色 し 行 て 序 門 の 名 変
酒 酒 の の ひ で ひ 物 乃 事 序 門 乃 名 変 日 夜 の 女 ひ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御使國之使為光押領遣不審而深
之間數出兵法白之服部遠江守之落
之事不審者信濃家密事其用意
濃之國注進被仰付及相談之事
[illegible]
[illegible]
[illegible]

可参拾貫目程有之何程
迄面渡ル事可有之歟遠近
長細ハ未入ル恐く諸人云

十二月三日　雑人紙

法し　城前寺厩
御清息家板倉図書殿
殊非参勤之雑説有之て国

御依怪迄高麗之原像相源重
也何対謝之可有之歟
長崎遠藤長兵衛之外立地依異国不
被召入境之儀ハ
之法度之細在廉人等日蓮宗仕
恒例奉行寺等同境敬感物稼物仏
下ハ公用之京物雑事厨間種々義物

廳庭經営文書寄帳

[illegible]

国司書大炊稲[illegible]紀文書目録

田[illegible]紀[illegible]勘定書判官代記文書

勘[illegible]国[illegible]寄帳国[illegible]寄小国代[illegible]

[illegible]国[illegible]文下司[illegible]寄[illegible]

[illegible]分文谷[illegible]文[illegible]百姓[illegible]

[illegible]仗[illegible]仗[illegible]

布[illegible]伊[illegible]

[illegible]納[illegible]

昭和年月日
部 文學
番号 1578
(下)
滋賀県立図書館中村彦

之儀来納可申一唯物昇水無損指出
不被失損亡之動無之無間敷矣故合聞
新宮其他之法社神社文武奉幣而
社人共記録法會連之佛事守先例
立海参之無之無之而無之俗法之
利潤堂失や之難渋弾保而亡貢之損
利原多之義事任雅意一而立遠乱

紙面洋紙之後日と税不足
文書と
動文を明文を明文を
事と数目を数を
人と指寄人と
国事小前代を
納不の所に
を行
事と
別納
進を
事と
徴収
事と
事と

十二月三日

諸一 惟人代殿

柳枝軒藏版

敬和寺機部